

伊 勢 市 公 報

第 114 号
平成 22 年 8 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則	2
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例施行規程	5
告 示	
○ 地縁団体「いせ上野台自治会」の認可に伴う告示について	21
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	23
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	25
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	26
公 告	
○ 公示送達	27
○ 犬の抑留について	28
公 表	
○ 監査委員公表	29

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則をここに公布する。

平成 22 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 26 号

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき設置する伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第 2 条 選定委員会は、次の各号に掲げる施設に係る指定候補者を選定する。

- (1) 伊勢市福祉健康センター条例（平成 17 年伊勢市条例第 84 号）第 1 条に規定する伊勢市福祉健康センター（伊勢市中央児童センター、伊勢市中央保健センター、伊勢市ひまわり及び伊勢市休日・夜間応急診療所を除く。）
- (2) 伊勢市ハートプラザみその条例（平成 17 年伊勢市条例第 86 号）第 1 条に規定する伊勢市ハートプラザみその
- (3) 伊勢市児童館条例（平成 17 年伊勢市条例第 89 号）第 2 条に規定する伊勢市中央児童センター、伊勢市小俣児童館及び伊勢市明野児童館
- (4) 伊勢市放課後児童健全育成施設条例(平成 17 年伊勢市条例第 90 号) 第 2 条に規定する伊勢市二見こども未来クラブ及び伊勢市御菌こどもプラザ
- (5) 伊勢市デイサービスセンター条例（平成 17 年伊勢市条例第 92 号）第 2 条に規定する伊勢市みなとデイサービスセンター及び伊勢市二見デイサービスセンター
- (6) 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例(平成 17 年伊勢市条例第 100 号) 第 1 条に規定する伊勢市重度身体障害者デイサービス

センター

- (6) 伊勢市障がい者就労支援施設条例（平成 22 年伊勢市条例第 27 号）
第 2 条に規定する伊勢市ひまわり、伊勢市工房そみん、伊勢市小俣さ
くら園及び伊勢市御菌しらぎく園

（組織）

第 3 条 選定委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第 4 条 選定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長
が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 選定委員会の会議は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことがで
きない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、
議長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 選定委員会の庶務は、健康福祉部生活支援課において処理する。

（補則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例施行規程を次のように定める。

平成 22 年 7 月 26 日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第6号

市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例(平成22年伊勢市条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 奨学金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奨学金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、伊勢市病院事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 条例第2条に規定する養成施設の長の推薦書
- (3) 管理者が必要と認める書類

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人は、成年者2人とする。

2 連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担するものとする。

(決定及び通知)

第4条 管理者は、第2条に規定する申請書の提出があったときは、書類審査、面接によりその適否を決定し、奨学金貸与可否決定通知書(様式第2号)により、申請者にその結果を通知するものとする。

2 前項の規定により、奨学金を貸与する旨の通知があった申請者(以下「奨学生」という。)は、誓約書(様式第3号)及び口座振込依頼書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(奨学生の辞退)

第5条 奨学生が、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、奨学金辞退届(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(取消し等の手続き)

第6条 条例第7条の規定により奨学金の貸与の決定を取り消し、若しくは停止又は前条の規定により奨学生が辞退したときは、当該奨学生に通知するものとする。

(借用証書)

第7条 奨学生は、条例第7条第1項の規定により奨学金の貸与の取消しを受けたとき、又は養成施設を卒業したときは、貸与を受けた金額について奨学金借用証書(様式第6号)に奨学金返還明細書(様式第7号)を添えて管理者に提出しなければならない。

(返還の方法)

第8条 条例第8条の規定による奨学金の返還(以下「返還」という。)は、一括払い、月賦又は半年賦の均等払方法により行うものとする。ただし、繰上返還を妨げない。

(延滞利息)

第9条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくその返還期限までにこれを返還しなかったときは、返還期限の翌日から返還のあった日までの間の日数に応じ、延滞額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還猶予の申請)

第10条 条例第9条の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者(以下「返還猶予申請者」という。)は、奨学金返還猶予申請書(様式第8号)に、その理由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(返還猶予の決定及び通知)

第11条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、書類審査等によりその適否を決定し、奨学金返還猶予決定通知書(様式第9号)により、返還

猶予申請者にその結果を通知するものとする。

(返還免除の申請)

第12条 条例第10条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者(以下「返還免除申請者」という。)は、奨学金返還免除申請書(様式第10号)に、その理由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(返還免除の決定及び通知)

第13条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、書類審査等によりその適否を決定し、奨学金返還免除決定通知書(様式第11号)により、返還免除申請者にその結果を通知するものとする。

(届出の義務)

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、10日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (3) 養成施設を退学したとき。
- (4) 養成施設を休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 養成施設に復学したとき。
- (6) 留年したとき。
- (7) 留年し、翌年進級したとき。
- (8) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡したとき。

2 奨学生が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人が死亡の事実を証明する書類を添えて、管理者に届け出なければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、

管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

奨学金貸与申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市病院事業管理者

申請者氏名 ㊟

市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例施行規程第2条の規定により、次のとおり申請します。

申請に関する期間		年 月 日から 年 月 日まで			
本人	現住所 及び電話番号	()			
	ふりがな 氏名				
	生年月日				
	在学している 養成施設	名称		入学(入所) 年月日	年 月
		所在地		卒業予定 年月日	年 月
連帯保証人	上記の者が貸与を受ける奨学金については、本人と連帯して債務を負担します。				
	住所				
	ふりがな 氏名		㊟		㊟
	生年月日				
	職業				
	本人との関係				
添付書類 (各1通)		申請者	履歴書 <input type="checkbox"/>		
			養成施設の長の推薦書 <input type="checkbox"/>		
		連帯保証人	運転免許証、保険証等の写し <input type="checkbox"/>		

第 号
年 月 日

様

伊勢市病院事業管理者

印

奨学金貸与可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	貸与する	貸与しない
決定年月日	年 月 日	
決定額	月額	円
	総額	円
決定に関する期間	年 月から	
	年 月まで	
貸与しないこと となった理由		

誓 約 書

私は、奨学金の貸与を受けるにあたり、市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例及び市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例施行規程を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

奨学生

現住所

氏 名 _____ (印)

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ (印)

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ (印)

(あて先) 伊勢市病院事業管理者

奨学金口座振込依頼書

年 月 日

(あて先) 伊勢市病院事業管理者

奨学生

現住所

氏 名 _____ 印

奨学金を下記のとおり、金融機関に振込みしてください。

- 1 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫
_____ 本店・支店・出張所
- 2 種類 普通 ・ 当座
- 3 口座番号
- 4 口座名義人 フリガナ
(本人名義) 氏 名

奨学金辞退届

年 月 日

（あて先）伊勢市病院事業管理者

奨学生

現住所

氏 名 _____ (印)

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ (印)

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ (印)

下記のとおり、奨学金の貸与を辞退しますので届け出ます。

記

1 貸与金受領額 _____ 円（ 年 月分から 年 月分まで）

2 辞退の理由

印紙

奨学金借用証書

金 _____ 円也

上記金額を市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例及び市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例施行規程に基づき、年 月 から 年 月 までの期間を奨学金として貸与を受けました。

年 月 日

奨学生

現住所

氏 名 _____

㊞

連帯保証人

住 所

氏 名 _____

㊞

連帯保証人

住 所

氏 名 _____

㊞

(あて先) 伊勢市病院事業管理者

奨学金返還明細書

1 返還金額 円

2 返還方法 一括払い
月賦の均等払方法
半年賦の均等払方法

3 返還開始年月日 年 月 日

返還完済年月日 年 月 日

市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例及び市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例施行規程に基づく返還金を上記のとおり、返還します。

年 月 日

奨学生
現住所

氏 名 _____ ㊞

(あて先) 伊勢市病院事業管理者

奨学金返還猶予申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市病院事業管理者

奨学生氏名 ㊟

市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例施行規程第 10 条の規定により、次のとおり奨学金の返還猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸与決定年月日	年 月 日	
貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで	
貸 与 決 定 金 額	円	
返還猶予申請額	円	
返還猶予申請期間	年 月 から 在 職 中 年 月 まで	
本 人	現 住 所 及び電話番号	()
	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日	
返 還 猶 予 を 受 け たい 理 由 ※右記のいずれかに ○をすること	<ol style="list-style-type: none"> 1 在学中 2 市立伊勢総合病院に在職 3 災害 4 疾病 5 その他 () <p>※ 3～5 に該当する場合は、その事実を証明する書類を添付してください。</p>	
添付書類		

第 号
年 月 日

様

伊勢市病院事業管理者

印

奨学金返還猶予決定通知書

年 月 日付で申請のあったことについては、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	猶予する	猶予しない
決定年月日	年 月 日	
返還猶予金額		円
返還猶予期間	年 月から	在 職 中 年 月まで
猶予しないこと となった理由		

奨学金返還免除申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市病院事業管理者

奨学生氏名

Ⓜ

市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例施行規程第 12 条の規定により、次のとおり奨学金の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸与決定年月日	年 月 日	
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで	
貸与決定金額	月額 円	
貸 与 総 額	円	
返 還 済 額	円	
免除を受けたい額	円	
本 人	現住所 及び電話番号	()
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	
免 除 該 当 事 項		
添付書類		

※ 免除の理由を証する書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

伊勢市病院事業管理者

ⓐ

奨学金返還免除決定通知書

年 月 日付で申請のあったことについては、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分		免除する	免除しない
承認内容	免除の対象 となった 奨学金	貸与済総額	円
		返還済額	円
		免除申請額	円
	返還免除決定額		円
	要返還額		円
免除しない こととなっ た理由又は 免除決定額 の算出基礎			

伊勢市告示第 66 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 22 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

いせ上野台自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 広報、回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡と親睦

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会場等、共用設備の維持管理

(4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

3 区域

本会の区域は、伊勢市上野町 2754 番地 1 から 2754 番地 5 まで、2842 番地 3 から 2842 番地 4 まで、2855 番地 5 から 2855 番地 8 まで、3320 番地から 3539 番地までの区域とする。

4 事務所

本会の事務所は、伊勢市上野町 3432 番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

三井 建次

伊勢市上野町 3537 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の

選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 22 年 7 月 9 日

伊勢市告示第 67 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 22 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
名称 有限会社 くろべ
- 2 指定に係る事務所の名称及び所在地
名称 小規模多機能ホームきたはま
所在地 伊勢市村松町字内野 4782 番 1
- 3 指定の年月日
平成 22 年 7 月 1 日
- 4 サービスの種類

小規模多機能型居住介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成22年7月16日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成22年7月26日（月）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第18号 奨学生の決定について
 - 議案第19号 平成23年度使用小学校教科用図書採択について
 - 議案第20号 平成22年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書（案）について

伊勢市選管告示第 64 号

平成 22 年 9 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 7 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 9 月 3 日（金）から同月 7 日（火）までの 5 日間
（公職選挙法第 23 条）

伊勢市公告第 42 号

公 示 送 達

下記の者の交付要求通知書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

氏 名	住 所
株式会社 白木屋商店	伊勢市河崎 1 丁目 9 番 21 号
白木 英生	伊勢市河崎 1 丁目 9 番 18 号

伊勢市公告第 43 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 7 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市前山町	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 22 年 7 月 20 日

3 抑留期限 平成 22 年 7 月 21 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市監査委員公表第4号

平成21年度定期監査結果（後期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成22年7月16日

伊勢市監査委員 鈴木 一博
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 上田 修一

定期監査結果（後期）に対する措置状況

定期監査

【教育委員会】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
教育総務課	<p>（１）郵便切手受払簿については、規定の様式で整理されていないものが見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、各小中学校の郵便切手受払簿がパソコンで管理されており、受払いの都度取扱者の受払いの証印が押印されていなかったため、文書により適正に管理をされたい。</p> <p>（２）各小中学校において、備品台帳の記載の漏れているもの、備品シールの貼付漏れなどが見受けられたので、台帳の作成及び管理について適正に指導されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>郵便切手受払簿については、監査の指摘を受け、平成 22 年度から規定の様式に改めた。</p> <p>また、各小中学校に対しても監査指摘事項を周知するとともに、受払い証印の押印を含めた適正管理の徹底を指導した。</p> <p>「措置済み」</p> <p>各小中学校に対し、監査指摘事項を周知するとともに、年度当初の校長会において備品管理の徹底を指導した。</p>
学校教育課	<p>（１）各小中学校において、備品台帳の記載の漏れているもの、備品シールの貼付漏れなどが見受けられたので、台帳の作成及び管理について適正に指導されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>年度当初の校長会において、各小中学校長に対し、備品の管理を徹底するよう指導した。</p>
各小中学校 ・幼稚園	<p>（１）備品台帳の記載の漏れているもの、備品シールの貼付が漏れているものなどが見受けられたので、台帳の作成及び管理について適正に処理をされたい。</p> <p>また、使用できない備品については、適宜廃棄手続きをされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>監査での指摘及び教育総務課並びに学校教育課からの指導を受け、適正に処理を行っている。</p>

随時監査（工事監査）

【産業観光部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
農林水産課 【豊北漁港 浮棧橋整備 工事】	<p>（１）進捗管理の履行報告は、実施工程、施工各部分構成比率、出来高工程曲線とリンクし作成されていたが、製造過程が多く、出来高数値確認をチェックすることが難しい。数値確認できる記載方法の指導をされたい。</p> <p>（２）建設業の許可票、労災関係成立表及び施工体系図を公衆の見やすい位置に掲示をする際の記載項目を指導されたい。</p>	<p>「措置済み」 工場製作品の出来高管理を監督員が行なうのは難しく、聴取及び製作中の写真にて確認している。</p> <p>「措置済み」 建設業法のパンフレットにて指導を行っている。</p>

【都市整備部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
維持課 【勢田 12 号 線ほか道路 改良工事】	<p>（１）建設業の許可票、労災関係成立表及び施工体系図を公衆の見やすい位置に掲示する際の記載項目を指導されたい。</p>	<p>「措置済み」 監督員が、現場において指導を行っている。 また、検査室のパトロール時にも、設置の確認を行っている。</p>

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
水道事業 【市道徴古館線配水本管布設替工事】	（１）建設業の許可票、労災関係成立表及び施行体系図を公衆の見やすい位置に掲示する際の記載項目を指導されたい。	「措置済み」 監督員に請負者が掲示する記載項目をチェックするように指示

財政援助団体等監査

【社団法人 伊勢市シルバー人材センター】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
所管課 商工労政課	（ア）事業計画書に基づき事業の実施を確認したところ、適正就業の基本方針が策定されていなかったため、事業成果を適正に確認されたい。	「措置済み」 平成 22 年 3 月 30 日開催の平成 21 年度第 4 回理事会において、「適正就業基準に関する取扱要綱」の制定について承認されたことを確認しました。

【社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
所管課 二見総合支所 福祉健康課	（ア）基本協定書又は仕様書で規定されている「情報の公開に関し、措置を講ずるための規定の整備」、「専用口座の開設」が確認できなかったため、事業管理にあたっては常に協定内容に基づいた検証を行い、適正な履行確認をされたい。	「措置済み」 「伊勢市社会福祉協議会 情報公開に関する規程」を伊勢市社会福祉協議会で作成済 「検討中」 伊勢市社会福祉協議会の会計システム「インターネットバンキングシステム」が、1 法人 1 口座となっていることから、全てこの口座で管理している。 システムの使用も含め、引き続き検討をしていきたい。
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会	また、業務計画書及び業務計画書を変更しようとするときは、市の承認を得なければならないと規定されているが、承認が確認できなかったため、文書による承認など適正に処理されたい。	「措置済み」 H22 年度より業務計画書を変更する時は、書面で協議を行っている。
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会	（ア）仕様書では、本事業に関連する出入金の管理は自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理すると規程されている。指定管理の実施に伴い指定管理料、給与の振込は社会	「検討中」 当法人は、21 年度、17 施設について伊勢市より指定管理を受託しています。 これらの施設を含め法人経理については、「社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会

	<p>福祉協議会全体の口座をはじめ会計3つの口座で管理されていた。会計を明らかにするため、仕様書に基づき適正に処理をされたい</p>	<p>経理規程」を設け、国の定める「社会社法人会計基準および授産施設会計基準」に基づき会計処理を行っています。</p> <p>このことにより、17施設の経理区分を設けそれぞれ収支計算を行い、事業活動内容を明らかにすることで、透明性を確保しているところです。</p> <p>一方、出入金の口座管理については、当法人は給与振込・業者支払い等の出入金をインターネットバンキングシステムを利用し、振込手数料の節減や事務の軽減を図りコスト削減に努めています。このシステムでは1法人1口座となっていることから、指定管理施設を含め当法人の主な出入金をこの口座でまとめて管理しています。</p> <p>これらの状況を踏まえ、指摘事項の事業毎口座管理については、関係部局と検討していきます。</p>
--	--	--

【イオンディライト株式会社 中部支社三重北支店】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
<p>所管課 小俣総合支所 生活環境課</p>	<p>（ア）基本協定書で規定されている「半期ごとの業務報告書の提出」がなかったため、事業管理にあたって常に協定内容に基づいた検証を行い、適正な履行確認をされたい。</p> <p>また、指定管理料の支払いの遅延、小俣保健センターと同一施設として市が支出し面積按分を行っている警備保障委託などの請求漏れが見受けられたため、適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>基本協定書に基づいた事務の検証を行い問題点を改善し、事務処理に取り組んでいる。</p> <p>事務処理に当たっては適正に処理するように努める所存である。</p>

<p>イオンディライト株式会社 中部支社 三重北支店</p>	<p>(ア)基本協定書では、本業務に関して専用の口座を設けるとともに指定管理者が実施する他の事業と区分して会計を設け、経理を明確にしなければならないと規定されている。入浴料のみ専用口座を開設していたが、指定管理料の入金と支出事務はイオンディライト株式会社の別口座で管理されていた。また、他の事業と区分して会計を設け、経理を明確にすることについても、区分の不明確なところが見受けられたので、協定書に基づき適正に処理をされたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>協定書に基づき会計区分を明確にするなど適正に処理をするよう指摘を受けたこともあり、現在、指定管理者が、会計の明確化に向けて早急に改善する方向で検討中である。</p>
--------------------------------	--	--

【特定非営利活動法人 伊勢河崎まちづくり衆】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
<p>所管課 教育委員会 文化振興課</p>	<p>(ア) 基本協定書で規定されている「専用口座の開設」、「文書の管理に関する規定の作成」、「情報の公開に関し、措置を講ずるための規定の整備」が確認できなかったため、事業管理にあたっては常に協定内容に基づいた検証を行い、適正な履行確認をされたい。</p> <p>また、業務計画書及び業務計画書を変更しようとするときは、市の承認を得なければならないと規定されているが、承認が確認できなかったため、文書による承認など適正に処理されたい。</p> <p>(イ) 業務報告書及び事業報告書は、年度協定書に規定されている様式と相違が見受けられたので整理をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>「専用口座の開設」については、河崎商人館専用の口座を開設するよう指示をした。（実施済）</p> <p>「文書の管理に関する規定の作成」、「情報の公開に関し、措置を講ずるための規定の整備」については、早い時期に作成し報告するよう指示をした。（作成中）</p> <p>業務計画書及び業務計画書を変更しようとするときは、市の承認を得るように指示をした。</p> <p>「措置済み」</p> <p>年度協定書に規定されている様式と相違がある箇所については整理するよう指示をした。</p>

<p>特定非営利 活動法人伊 勢河崎まち づくり衆</p>	<p>(ア) 基本協定書では、管理業務に 関しては専用の口座を開設すると 規定されているが、資金管理の事情 により専用の口座が開設されてい なかったため、協定書に基づき適正 に処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」 「専用口座の開設」については、河崎商人 館専用の口座を開設した。</p>
---	--	--